

## マーレ取扱店について

- ・市外在住の「ふるさと納税の返礼品」として付与しているマーレがあります。
  - **最終的に寄附者が受け取る返礼品**は  
総務省の定める地場産基準（平成31年総務省告示第179号第5条関係）をクリアしていることが必要
- ・そのため、マーレ取扱店は、取り扱うすべての品物について、同基準を満たしている必要があります。
- ・今回のキャッシュレス推進事業は期間が限定的であることを考慮し、「店舗の登録カテゴリー」を基準に判定します。  
（参考）マーレの使用期間：令和3年7月1日～令和4年3月31日
- ・具体的な設定カテゴリーは別紙のとおりです。

### 地場産基準（要約）

#### 区域内で

- ・生産（1号該当）
- ・原材料の主要部分が生産（2号該当）
- ・製造、加工などの過程で主要部分が行われており、相当の付加価値がある（3号該当）
- ・役務の提供、これに準じるもので、平塚市に相当程度関連性あり（7号該当）

カテゴリー

カテゴリー1		カテゴリー2		カテゴリー3		マーレ取扱店登録
名称		名称		名称		
1	主として物販	1	総合スーパー・コンビニ・食料品	1	大型小売店	×
1	主として物販	1	総合スーパー・コンビニ・食料品	2	中小小売店	×
1	主として物販	2	薬局・ドラッグストア	1	大型小売店	×
1	主として物販	2	薬局・ドラッグストア	2	中小小売店	×
1	主として物販	3	家電・家具	1	大型小売店	×
1	主として物販	3	家電・家具	2	中小小売店	×
1	主として物販	4	ディスカウントストア・ホームセンター	1	大型小売店	×
1	主として物販	4	ディスカウントストア・ホームセンター	2	中小小売店	×
1	主として物販	5	自動車・バイク・自転車関連	1	大型小売店	×
1	主として物販	5	自動車・バイク・自転車関連	2	中小小売店	×
1	主として物販	6	その他（市内で製造したものを販売）	1	大型小売店	▲
1	主として物販	6	その他（市内で製造したものを販売）	2	中小小売店	▲
1	主として物販	7	その他（いずれにも該当しない）	1	大型小売店	×
1	主として物販	7	その他（いずれにも該当しない）	2	中小小売店	×
2	主としてサービス提供	1	レストラン・食堂	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	1	レストラン・食堂	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	2	居酒屋・バー・スナック	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	2	居酒屋・バー・スナック	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	3	飲食業（その他）	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	3	飲食業（その他）	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	4	理美容・健康サービス	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	4	理美容・健康サービス	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	5	娯楽・レジャー・スポーツ	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	5	娯楽・レジャー・スポーツ	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	6	クリーニング	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	6	クリーニング	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	7	ガソリンスタンド	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	7	ガソリンスタンド	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	8	医療・福祉	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	8	医療・福祉	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	9	ホテル・旅館・民宿	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	9	ホテル・旅館・民宿	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	10	タクシー	1	大型小売店	○
2	主としてサービス提供	10	タクシー	2	中小小売店	○
2	主としてサービス提供	11	その他（いずれにも該当しない）	1	大型小売店	▲
2	主としてサービス提供	11	その他（いずれにも該当しない）	2	中小小売店	▲

**マーレ取扱店に登録を希望する店舗で、▲に該当した場合は、登録の申込後に聞き取り調査などにより登録可否の確認をさせていただく場合があります。**

→ その結果、登録希望に添えないことがありますのであらかじめ御了承ください。